第五十六条第二号及び第三号	第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可
第五十七条の四第一号	中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等	連結貸借対照表等又は農林中央金庫に対し
第五十七条の五	に対し	
第五十七条の五第二号	第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可
第五十七条の六第一号	内閣府令・財務省令	主務省令
第五十七条の六第一号	第四条第一項の規定による免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可
第五十七条の六第四号	第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可
第五十七条の七第二項	銀行主要株主	農林中央金庫
第六十五条	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可
	銀行主要株主（銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）	農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事、支配人若しくは清算人

3　法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、同法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額及び同法第十四条の二各号に掲げる基準に関する同法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の十二第一項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣とする。

4　法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第五十二条の十一、第五十二条の十二第一項、第五十二条の五十三、第五十二条の五十四第一項並びに第五十二条の八十一第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

5　内閣総理大臣は、第三項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

6　農林水産大臣は、第四項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

7　法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十三及び第五十二条の十四に規定する主務大臣の権限は、次の各号のいずれにも該当する場合には、第三項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

一　自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、特定承継会社が預金の払戻し及び定期積金の給付（次号において「預金の払戻し等」という。）を停止するおそれがあること。

二　特定承継会社が預金の払戻し等を停止した場合には、当該特定承継会社が業務を行っている地域又は分野における融資比率が高率であることにより、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

8　内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

9　法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、同法第二十六条第二項、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六に規定する主務省令（同号に規定する主務省令にあっては、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。）は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）

第十四条　法附則第三十三条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。

一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）

二　小切手法（昭和八年法律第五十七号）

三　農業協同組合法

四　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第七十九条の七十二を除く。）

五　当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）

六　水産業協同組合法

七　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（第五十七条の三第一項及び第二項を除く。）

八　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（第十七条第四項及び第五項を除く。）

九　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）

十　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）

十一　住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）

十二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第八十条の二を除く。）

十三　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

十四　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）

十五　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

十六　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

十七　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。次項において「更生特例法」という。）

十八　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

十九　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）

二十　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

二十一　偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十七年法律第九十四号）

二十二　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）

二十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

二十四　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）

二十五　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）

二十六　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）

二十七　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）

二十八　農業改良資金融通法施行令（昭和三十一年政令第百三十一号）

二十九　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）

三十　農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）

三十一　農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）

三十二　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

三十三　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）